

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

マリ人権報告書 2021 年版

概要

マリは立憲民主主義制度を採っていたが、2020 年 8 月に発生した軍事クーデターによってこの制度が覆された。マリの直近の大統領選挙は 2018 年に実施され、イブラヒム・ブバカル・ケイタ（Ibrahim Boubacar Keita）大統領が、最低限の許容基準しか満たさなかったこの選挙で再選を果たした。2020 年 8 月のクーデター後、短期間の軍事政権を経て、2020 年 9 月に文民が主導する暫定政府が発足した。[2021 年]5 月 24 日、この暫定政府自体が軍によって転覆された。6 月 7 日、2020 年 8 月クーデターの首謀者の 1 人であり、暫定政府の元副大統領でもあったアシミ・ゴイタ（Assimi Goita）が暫定政府の新大統領として宣誓就任した。繰り返し延期されていた議会選挙が 2020 年 3 月と 4 月に実施された後、憲法裁判所（Constitutional Court）が選挙結果を巧みに操った。2020 年 8 月のクーデター後に議会は解散し、選挙で選出されていない国家暫定評議会（National Transition Council : 略称 CNT）が議会に取って代わった。

国家警察（National Police）は、治安維持国民保護担当省（Ministry of Security and Civil Protection）の管轄下にあり、都市部における法律違反の取締りと秩序維持の責任を負う。国境警備の専門部隊を含む国家憲兵隊（National Gendarmerie）は、農村部でその責任を負う。同国の国防・治安部隊は、マリ軍（Malian Armed Forces : 略称 FAMa）、国家憲兵隊及び国家警備隊（National Guard）で構成される。これらの部隊は全て、行政組織上は国防省（Ministry of Defense）の管轄下にある。国家警備隊と国家憲兵隊の運営管理については、国防省と治安維持国民保護担当省が共にその責任を担っている。国家警備隊とマリ軍は時折、警察や憲兵隊が配置されていない北部地域で法執行活動を行っていた。治安維持国民保護担当省の任務には、国家が危機にひんするような災害や暴動などの例外的な状況における秩序の維持が含まれている。国家治安総局（General Directorate of State Security : 略称 : DGSE）はあらゆる事件を調査し、大統領を直属の上司とする DGSE 局長の裁量により一時的に被疑者を拘禁する権限を有する。DGSE は通常、テロ及び国家安全保障にかかる事件においてのみ、被疑者を拘禁する。文民当局は、これらの軍隊及び非軍事的治安部隊に対する実質的な統制力を常に維持しているとは限らなかった。治安部隊の隊員が数多くの人権侵害を犯しているという信ぴょう性の高い報告が複数あった。

人権に関する深刻な問題としては、信ぴょう性の高い諸報告書に記載されている以下の事項が挙げられる。「政府及び非国家機関による違法又は恣意的な殺人（超法規的な殺人を含む）」、「政府部隊が関与する強制失踪」、「政府部隊による拷問及び他の残忍な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いの事案」、「過酷で生命を脅かす刑務所状況」、「恣意的な逮捕

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

又は拘禁」、「政治犯又は政治的理由による被拘禁者」、「司法部門の独立性を巡る深刻な問題」、「紛争の最中に発生する深刻な人権侵害（政府部隊及び非国家武装集団が市民に対して違法かつ広範に加える危害を含む）及び非国家武装集団による児童兵の違法な徴募及び使用」、「自由な表現及びメディアに課される深刻な制限（ジャーナリストの不当な逮捕又は起訴及び刑事中傷・名誉棄損法の存在を含む）」、「深刻な政府汚職」、「性差に基づく暴力（家庭内暴力、親密パートナーによる暴力、性的暴行、児童婚・早婚・強制結婚、女性性器切除/女子割礼、その他の有害な慣行を含むがこれに限定されない）に関する調査の非実施及び説明責任の欠如」、「人身売買」、「国内の少数派及び少数民族を標的とする暴力又は暴力をほめかす脅しを伴う犯罪」、「成人同士の同意に基づく同性間性行為を事実上犯罪とする法律の存在と利用」及び「最悪の形態で行われる児童労働の存在」。

注目すべき例外事案が時折発生するものの、政府は治安部隊であれ、それ以外の政府のどの部署であれ、職権を濫用した官僚を調査し、起訴し又は処罰する努力をほとんど払わなかった。しかしながら、汚職への対応には力を注いだ。国内の北部及び中央部では、政府による統制を欠いている地域が同領土の 80 パーセントを占めているという事態を背景に、深刻な罪を犯しても刑事責任を免れるという状況がほぼ例外なく続いた。大虐殺、強制失踪その他の深刻な人権侵害に関係する事件は、捜査段階にとどまり、そこから起訴に進むという展開は稀であった。2015 年にマリでアルジェ和平調停合意（Algiers Accord for Peace and Reconciliation：略称「アルジェ合意」）に署名したのにもかかわらず、署名当事者である武装集団は即決処刑、拷問、児童兵の徴募及び使用を含む深刻な人権侵害を犯した。また、ある民族集団を他の民族集団又は他の武装集団から防衛するために形成された民族系民兵組織も、即決処刑、家屋や食料店の取り壊し、集落全体の焼き払いを含む深刻な人権侵害を犯した。テロ集団は人道支援従事者、軍及び国連平和維持軍の隊員を含む市民を誘拐し、殺害した。人権侵害の大半は政府が統制していない地域で発生したため、捜査や起訴が行われることは稀であった。

第 1 節 個人の完全性の尊重

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の違法な又は政治的な動機に基づく殺人

政府やその機関が恣意的又は違法な殺人を犯したという報告が複数あった（第 1 節 g 項も参照）。国家憲兵隊は、治安部隊に対して初動捜査を実施する責任を負う。その後、警察の暴力疑惑事案については司法省（Ministry of Justice）に、軍の虐待疑惑事案については国防省の管轄下にある軍事裁判所に移行され、それぞれ捜査が行われる。軍による違法行為の内容及び軍事裁判所の能力に応じて、軍の虐待にかかる事案の一部は司法省が処理する場合もある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国連安全保障理事会に提出した[2021年]3月26日付け、6月1日付け及び10月1日付け報告書で、国連事務総長は8月26日現在、市民に対する襲撃が合計で871回に及び、484人が死亡、385人が負傷、383人が誘拐される事態をもたらしたと記録している。また、これらの報告書では、65件の超法規的殺害事案、73件の拷問事案及び444件の誘拐及び/又は非自発的若しくは強制失踪事案を含む1,556件の人権侵害事案にも言及している。例えば、3月26日付け報告書は、3月18日にドゥエンツァ（Douentza）圏のボニ（Boni）でマリ軍（FAMa）の隊員らが男性2人を即決で処刑したほか、4人を負傷させ、少なくとも30人以上に虐待を加えたと記述している。

過激派グループや犯罪組織による襲撃が国内の北部、中央部及び西部の諸州で発生した。過激派グループは政府部隊や国際治安部隊だけでなく市民までも標的にして簡易爆発物（improvised explosive devices：略称IEDs）を頻繁に用いた。IEDsは主要な国道を含む重要なインフラ設備も標的にして繰り返し使用され、地域社会を人道的援助、重要な貿易経路及び治安部隊から遮断して孤立させた。[2021年]2月10日、正体不明の武装集団がIEDsを用いて国連マリ多元統合安定化ミッション（Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali：略称MINUSMA）の仮設駐屯地を襲撃した。この襲撃で複数の国連平和維持軍の隊員が重傷を負った。5月31日、ドゥエンツァ圏ペタカ（Petaka）集落で仕掛けIEDが爆発し、少なくとも5人が死亡した。8月15日、メナカ（Menaka）州でFAMaの車両がIEDに衝突し、FAMa兵士3人が死亡した。

テロ集団、アルジェ合意に署名した武装集団及び署名していない武装集団、民族系民兵組織は、国内紛争に関係した恣意的な殺害を多数犯した。国連安全保障理事会に提出した国連事務総長の[2021年]3月26日付け、6月1日付け及び10月1日付け報告書によると、テロ集団は675件の人権侵害（殺人を含む）事案に関与しているとされていた。アルジェ合意に署名した武装集団（武装集団「運動プラットフォーム（Platform of Movements：略称プラットフォーム）」及び武装集団「アザワド運動連合（Coordination of Movements of Azawad：略称CMA）を含む」は少なくとも76件の人権侵害（殺人を含む）事案に関与しているとされる一方、アルジェ合意に署名していない武装集団は少なくとも356件の人権侵害（殺人を含む）事案に関与しているとされていた。

[2021年]3月30日、MINUSMAの人権・保護部（Human Rights and Protection Division：略称HRPD）は、市民19人を含む22人以上が死亡した1月3日のフランス部隊によるブンティ（Bounti）空爆事件を巡って実施していた人権調査の結果をまとめた報告書を公表した。この空爆では前記死者数に加え、少なくとも8人が負傷した。3月30日付けコミュニケ（公式発表）で、フランス軍事省（Ministry of Armed Forces）は国連が用いた手法に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ついて慎重な姿勢を示した上で、同報告書は「検証不能な地元民の証言」と「裏付けのない仮説」に基づいていると述べるとともに、この空爆はテロ集団を標的にしたものであったと主張した。

[2021 年]4 月 2 日にテロリストがアゲルホック (Aguelhok) にある MINUSMA の駐屯地を襲撃し、平和維持軍隊員 4 人を殺害し、34 人以上を負傷させた後、平和維持軍は同日にアゲルホックで 3 人を殺害したとされている。地元民は抗議し、被害者は市民であると主張して、MINUSMA に対し駐屯地を移転するとともに、殺害時の状況を明瞭にするよう要求した。MINUSMA の HRPD は、その 8 月 30 日付け報告書の中で殺害時の状況は依然として不明であると述べた。

また、国連事務総長の報告書は、[2021 年]4 月 27 日、ナイジェリア軍がマリのメナカ州で越境活動を展開中に少なくとも 19 人の市民男性を即決で処刑したと訴えた。

[2021 年]7 月 21 日、首都バマコ (Bamako) で国家警察の犯罪防止部隊に属する班が 17 歳の少年であったアブドゥラエ・ケイタ (Abdoulaye Keita) を射殺したとされている。この事件が引き金となって、ラフィアブグ (Lafiabougou) 近隣地区で抗議行動が起き、警察官 6 人が殺人罪で逮捕される事態となった。2021 年末現在、バマコの第 4 コミュン高等審判所 (Commune IV Tribunal of High Instance) はこれらの犯罪疑惑を調査中であった。

[2021 年]9 月 3 日、当局は 2020 年 7 月に治安部隊が社会的騒動を抑圧しようとした過程で行った殺人、暴行及び殴打の罪で特別反テロリスト部隊 (Special Antiterrorist Force) のウマル・サマケ (Oumar Samake) 隊長を起訴し、逮捕した。警察官らがこの逮捕に抗議し、サマケ隊長がそれまで勾留されていた刑務所を襲撃した後、サマケ隊長は釈放された。サマケ隊長、警察組合指導者、警察庁長官及び治安大臣の間で数回会合を持った後、9 月 6 日にサマケ隊長は自主的にバマコの国家憲兵隊本部に出頭した。11 月現在、彼は収監されたままであった。

国際的な人権 NGO のヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) によると、[2021 年]10 月 1 日から 5 日にかけて、後に FAMa であることが確認された治安部隊の隊員がモプティ (Mopti) 州ソファラ (Sofara) 市とその周辺で少なくとも男性 34 人を逮捕した。これは、テロ集団による攻撃の激化、特に 10 月 1 日にマレブグ (Marebougou) 近くで起きた襲撃事件に対応したものであったとされている。地元の見撃者によると、逮捕された男性のうち 3 人は 10 月 11 日頃にソファラ軍事キャンプから数マイル離れた場所で遺体となって発見された。FAMa は 10 月 13 日付けコミュニケで、「テロリストと推定される」22 人は更なる取調べを受けるために FAMa の拘禁施設から国家憲兵隊本部に移送さ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

れたと語った（第 1 節 b 項及び c 項も参照）。

b. 失踪

国内の北部及び中央部の諸州で過激派グループにより、また、一部の事案では、国防・治安部隊（defense and security forces : 略称 MDSF）により実行されたと考えられている強制失踪の報告が多数あった。MINUSMA の HRPD の報告によると、MDSF は[2021 年]1 月から 6 月にかけて発生した 29 件の強制失踪事案に関与していた。

人権監視団の報告によると、人権監視団は北部の紛争に関連して拘禁されているとされる数十人の受刑者の所在を検証することができなかった。正確な記録を残す刑務所管理部門の能力に限界があったため、国内の刑務所に収監されていることは確認できるものの、実際にどの刑務所に収監されているのかを突き止めることは困難であった。複数の人権団体の推定によると、情報機関である国家治安総局（DGSE）は、認識されていない被拘禁者を少なくとも 60 人収監していた。しかし、この推定人数を検証する目的で DGSE の施設に立ち入ることはできなかったとこれらの人権団体は述べている。COVID-19（新型コロナウイルス）のパンデミック（世界的な大流行）に伴う制限によって、多くの機関は刑務所を視察することができなかった。国家人権委員会（National Commission for Human Rights : 略称 CNDH）は、DGSE 施設への立入りを拒否されたものの、拘禁施設の視察や慎重に扱うべき被拘禁者との接触にかかる状況が改善されていると報告した。

[2021 年]11 月中旬現在、10 月にソファラ市で FAMa により逮捕された 7 人の所在は依然として不明であった（第 1 節 a 項も参照）。

c. 拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び制定法は、拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁じているが、FAMa 兵士が過激派グループ（「イスラムとムスリムの支援団（Jama'at Nasr al-Islam wa Muslimin : 略称 JNIM）」の傘下に入る集団を含む）と関係している疑いがある個人に対してこれらの戦術を用いたことが諸報告により明らかになっている（第 1 節 g 項も参照）。国連事務総長の[2021 年]3 月 26 日付け、6 月 1 日付け及び 10 月 1 日付け報告書には、[2021 年]上半期中に MDSF、アルジェ合意に署名した武装集団、民兵組織、暴力的な過激派又は正体不明の武装組織が犯した拷問又は他の残虐で非人道的な取扱いの事案が 79 件あったと記述されている。

軍服を着た 4 人の男が容疑者を虐待するところを映した動画が流れたことに対応して、10

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

月のソファアラ市での逮捕（第1節 a 項も参照）に関連して [2021 年]10 月 13 日に出したコミュニケで、FAMa はこの虐待疑惑を調査することを誓約するとともに、関与したことがわかっている将校らには既に懲戒処分を下しており、また、当該事案に係る訴訟については、国家憲兵隊が所管しているが、まだ決着がついていない状況にあると伝えた。

世界最大の国際人権 NGO のアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)、MINUSMA の HRPD 及び様々な非政府機関 (NGOs) からの訴えによると、人権侵害を犯しても刑事責任を問われないという状況は、国防・治安部隊 (FAMa を含む) の間で深刻な問題となっていた。国防省は FAMa を加害者とする申立ての幾つかを調査するよう命じたと伝えられているが、政府はこれらの調査の範囲、進捗状況又は結果に関して限定的な情報しか提供しなかった。調査プロセスにおける透明性が欠如している、調査を命じ、完了させるために必要な期間が長期化する、人権侵害に関して治安部隊が起訴されない、また、調査事案の結果が裁判にまで到達する見通しが暗いといった事由が全て、国防・治安部隊内の刑事責任を問われない状況の原因となっていた。人権団体は、不十分な資源、不安定な治安状況及び政治的意志の欠如が刑事免責の状況と闘う上での最大の障害になっていると主張した。

刑務所及び拘禁施設の状況

刑務所は過密で、衛生状態と医療が不十分なため、過酷で、命を脅かすものであった。

物理的状況：[2021 年]11 月の時点で、設計収容人数 400 名の施設であるバマコ中央刑務所 (Bamako Central Prison) に、およそ 2,920 人の受刑者が収監されていた。他の刑務所においても著しい過密状態が見られた。被収監者は年齢別 (成人又は未成年者)、男女別及び犯罪の種類別 (テロリスト又は犯罪者) に分けられた。収監状況は男性用刑務所よりバマコの女性用刑務所の方が良かった。

法律により、当局は逮捕した者の身柄を警察署内で最長 72 時間拘束しておくことができるが、留置場には女性と児童向けに仕切られたスペースがなかった。刑務当局は未決被勾留者と既決受刑者を一緒に収監していた。[2021 年]11 月現在、当局はテロ関連の罪で逮捕した 200 人をバマコ中央刑務所の警備が厳重な区域とクリコロ (Koulikoro) 州に収監していた。全般的な治安情勢、人口増加及び処理しきれない膨大な数の審理案件を抱えた非効率な裁判所の状況が相乗的に影響を及ぼして、未決被勾留者が増加し、また、刑期を終えた受刑者が釈放されなかったため、既に劣悪となっていた刑務所の状況は更に悪化した。憲兵隊及び警察の留置所は 2021 年末時点で収容人数の限度に達していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

刑務所管理部門の報告によると、[2021 年]11 月現在で 17 人の受刑者と被勾留者（テロ罪で勾留されている受刑者 3 人を含む）が収監されている間に心臓麻痺とストレスで死亡していた。事務管理面と予算面で司法省から支援を受けている独立した機関の国家人権委員会（CNDH）は、これらの死の原因が刑務所の不衛生な状況にあるとした。刑務所（受刑者間の暴力を含む）を統制する当局の能力は限られていた。

刑務所の食糧は質、量ともに不十分であり、医療施設も十分ではなかった。衛生設備の欠如は引き続き、受刑者の健康に最も重大な脅威をもたらしていた。バケツをトイレとして使っていた。全ての受刑者が飲用水を入手できるとは限らなかった。

管理：刑務所オンブズマン（行政監察官）はいなかった。CNDH は、刑務所を視察し、刑務所が許容可能な状況を保つよう図る責任を負う。法律により、CNDH は事前に刑務当局の許可を求めずに刑務所を視察することを認められているが、軍の拘禁施設を最後に視察したのは 2012 年であり、その後は数回にわたって視察を要請したものの、実現に至っていない。政府の刑務管理局（Penitentiary Administration）も刑務所と拘禁施設の状況を調査し、モニタリングしていた。

当局は、受刑者及び被拘禁者が、非人道的な状況に関する信ぴょう性の高い訴えに対する調査を要請するため、CNDH を通じて直接、又はマリ共和国オンブズマン事務所（Office of the Ombudsman of the Republic）経由で苦情書を司法当局に提出することを許可していた。また、受刑者は、CNDH が本人の収監状況に関する検査を実施している間、CNDH に口頭で苦情を伝えた。

被収監者は概して本人の宗教的慣行を実践することを認められ、また、合理的な範囲で面会者と会うこともできた。

独立機関によるモニタリング：政府は人権監視団や人権団体の視察を許可した。政府は NGOs その他の監視団に要望書を刑務所長に提出するよう義務付けていた。刑務所長はそれを司法省に転送した。マリ人権協会（Malian Association for Human Rights）は、軍の拘禁施設があるカティ（Kati）の刑務所を視察した。MINUSMA 及び国際赤十字委員会（International Committee of the Red Cross：略称 ICRC）の人権監視団は定期的に CMA とプラットフォームの構成員が収監されている拘禁施設を視察した。また、国際的な人権団体と人道団体はこれらの拘禁施設の大半を視察できたものの、DGSE が運営する施設に収監されている被拘禁者と面談することはできなかった。

改善点：政府は、職員の訓練と物理的な警備対策を改善するための措置を講じた。バマコカ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ら 30 マイル南に位置するケニエロバ（Kenieroba）で 90 億 CFA（African Financial Community（アフリカ財政共同体）の略語）フラン（1,640 万米ドル）の刑務所建築プロジェクトが進行中であるが、一部は既に使用されている。建物の大部分は完成しているが、運営に必要とされる十分な水道、電気、調度品及び設備を欠いていた。この刑務所は 2,500 人の受刑者を収容し、国際基準を満たすよう設計されていたが、[2021 年]9 月時点ではおよそ 400 人の受刑者を収監していた。

d. 恣意的な逮捕又は拘禁

憲法及び制定法は一般に、恣意的な逮捕及び拘禁を禁じている。

それにもかかわらず、政府の治安部隊は多数の人々を恣意的に逮捕し、違法に拘禁した。プラットフォーム、CMA 及びテロリスト武装集団は、北部と中央部で続いている紛争に関連して人々の身柄を違法に拘束した（第 1 節 g 項も参照）。

法律は、被拘禁者が法廷で拘禁の法的根拠や恣意性に異議を申し立てることを認めている。被拘禁者は、本人の拘禁が恣意的であったという判決が下された場合、概して速やかに釈放されたが、政府に対する補償金請求訴訟又は政府からの補償金請求については法律で定められていない。

逮捕手続及び被勾留者の取扱い

法律により、逮捕に際しては裁判官が発布する令状が必要である。また、法律は、警察に対し、逮捕してから 48 時間以内に被疑者を起訴するか又は釈放することを義務付けている。警察は通常、十分な証拠に基づいて、かつ、正当に権限を付与された担当官による発布を通じて逮捕令状を確保するものの、常にこの手順が踏まれるとは限らなかった。法律は、逮捕してから 72 時間以内に被疑者の身柄を警察署から検察庁に移送することを規定しているが、当局は被疑者を警察署でその時間よりも長く留置することがあった。その原因として、移送に必要な資源を欠いている状況がしばしば挙げられた。

被勾留者は保釈に関して限定的な権利しか有していないが、軽罪事案や民事事件の場合、当局は被勾留者に条件付きの保釈を認める場合が多かった。また、当局は時折、本人の自己誓約に基づいて被告人を釈放することもあった。被勾留者は自ら選んだ弁護人を立てる権利を有するが、経済的に余裕がない場合は国選弁護人を立てることができる。被勾留者は通常、すぐに弁護士と連絡を取ることを認められる。それにもかかわらず、特にバマコとモブティを除く地域では民間の法定代理人が不足しているため、法定代理人を立てられないことが

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

多かった。

多くの場合、憲兵隊は DGSE の命令に基づいて被疑者の身柄を拘束し、その後取調べのために DGSE まで被疑者を移送した。DGSE は一般に被疑者を数時間又は数日間勾留した。しかしながら、マリの広大な国土、移動時間の長さ、劣悪な道路状態及び要員不足を理由に、移送プロセス自体が 1 週間以上かかることもあった。その間、治安機関は被勾留者に嫌疑内容を通知しなかった。当局は釈放された被疑者に対して、本人が逮捕された場所に戻るには数日間を要する場合が多いにもかかわらず、輸送手段を提供しなかった。

恣意的な逮捕： 複数の人権団体の報告によると、暫定政府の治安部隊、武装集団及びテロ集団による恣意的な逮捕と拘禁に関する疑惑が広範囲にわたって生じていた。拘禁は、盗賊やテロリストによる襲撃の後に行われることが多く、また、襲撃を実行した疑いがある民族集団の構成員を標的にしていた。

[2021 年]9 月から 10 月下旬にかけて、DGSE は 6 人（元 DGSE 副局長のカスム・ゴイタ（Kassoum Goita）上級大佐、カイ州警察本部長兼第 2 地区警察署長のムスタファ・ディアキテ（Moustapha Diakite）、FAMa 将校のアブドゥラエ・バロ（Abdoulaye Ballo）、バ・ヌダウ（Bah N'Daw）元暫定政府大統領の任期中における元幹事長のカリロウ・ドゥンビア（Kalilou Doumbia）、マラブー（クルアーンの教師）のイサ・サマケ及び実業家のサンディ・アハマド・サルム（Sandi Ahmed Saloum））を逮捕し、その身柄を拘束した。この 6 人全員が暫定政権の打倒を共謀したとして告発された。11 月 5 日、第 4 コミューン高等審判所の検察官はこの 6 人を「犯罪謀議、襲撃未遂及び政府打倒の共謀」の罪で起訴した。

MINUSMA によると、CMA は国内北部において徐々に事実上の当局として国家政府と入れ替わりつつあったため、違法に身柄を拘束する一方で、キダル（Kidal）再拘禁施設に収監されている者を赦免するなどの行動を取った。

公判前勾留： 起訴に相当する違反又は犯罪には、違反、軽罪及び重罪という 3 つの区分がある。起訴された犯罪に科される可能性がある刑罰の内容に応じて変わる所定期間内に裁判が開始されると法律で定められている。

違反の罪については、軽微な軽罪と同様に、1~10 日の懲役刑又は罰金刑を科され、公判前の勾留はない。これは、捜査のための期間が不要だからである。有罪判決を受ければ 2 年以下の懲役刑を科される重大な軽罪については、勾留が 6 か月に限定されているが、この期間は 1 度だけ更新することができるため、法定の公判前勾留期間は最長で 1 年となる。軽微な重罪については 2 年ないし 5 年の懲役刑が科され、重大な重罪については、5 年ないし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

無期の懲役刑（又は死刑）を科される可能性がある。被告人は 1 年間勾留されるが、2 度更新することができるため、法定の公判前勾留期間は最長で 3 年となる。

このような法的な制限があるにもかかわらず、法定限度期間を超えた公判前勾留が依然として問題となっていた。司法の非効率性、多数の被勾留者、汚職及び職員不足がこの過度な公判前勾留の原因となっていた。被勾留者の中には、裁判が開始されるまで数年間刑務所にずっと収監されていた者もいた。[2021 年]11 月現在、受刑者のおよそ 92 パーセントが公判前勾留されていた。

e. 公正な公判の否定

憲法は司法の独立と公平な裁判を受ける権利を規定しているが、行政部門は引き続き司法制度に影響力を行使していた。汚職と限られた資源が裁判の公正さに影響を及ぼしていた。国内の複数の人権団体によると、裁判では贈収賄とあっせん収賄がまん延していた。裁判所命令の執行に当たっては問題があった。北部と中央部の諸州では、不安定な治安情勢により、裁判官が 1 度に数か月間も管轄区域に不在である場合があった。政府が任命した治安判事と村長らが、農村地域における紛争の大半について裁定を下していた。治安判事は、捜査、訴追及び裁判官の役割を担っていた。このような伝統的な制度は、民事裁判所及び刑事裁判所と同じ権利を与えなかった。

裁判手続

憲法は公正な裁判を受ける権利を規定しており、司法部門は概してこの権利を執行しようとした。しかし、人員不足、後方支援（通訳者など）の欠如、劣悪なインフラ（不十分な数の裁判所の建物）、デジタル化されていない記録及び訴訟管理システム、セキュリティ上の問題及び政治的圧力が、裁判の進行を妨げ、又は阻止した場合があった。訴訟手続はしばしば遅延し、裁判が開始されるまで何年も待っている被告人もおり、多くの場合は法定の公判前勾留期間を超えていた。法律は、判事により有罪の判決が下されるまで被告人は無罪であると推定している。

被告人は、起訴されてから全ての上訴までの期間を通じて、起訴内容に関する情報を、必要に応じて無料で通訳の提供も受けて、迅速かつ詳細に知る権利を有する。裁判は、未成年者や慎重な取扱いを要する家庭の事件の場合には、被害者その他の弱い立場にある当事者の利益を守るために非公開で行われたが、そのような場合を除けば、一般に公開された。被告人は、自ら選んだ弁護人と通信する権利、又は重罪事件や未成年者が関与する事件については公費で弁護人を立ててもらふ権利を有する。被告人が貧困者であると裁判所が宣言した

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

場合、裁判所は公費で弁護人を立て、全ての費用を免除する。管理部門が未処理の業務を大量に抱える状況や、特に農村部で民間弁護士が不足している状況によって、弁護士が速やかに被告人と接見することができない場合が多かった。被告人とその弁護人は、弁護を準備し、政府が保有する証拠を閲覧し、検察側の証人と対決し、また、被告人側の証人と証拠を提示するための十分な時間と便宜を与えられる権利がある。政府は、概してこれらの権利を尊重した。被告人は、自己に不利な証言又は罪の自白を強制されてはならない。また、控訴裁判所（Appellate Court）及び最高裁判所（Supreme Court）に判決を上訴することができる。法律はこれらの権利を全市民に与えている。

政治犯及び政治的理由による被拘禁者

政治犯又は政治的理由により拘禁された者に関する報告があった。国内の人権団体はカスム・ゴイタとカリル・ドゥンビア（Kalilou Doumbia）の逮捕及び拘禁（第1節d項内の小項目「恣意的な逮捕」も参照）を政治的理由によるものとみなした。[2021年]11月現在、国内に2人の政治犯がいると推定されていた。政治犯に施す治療は遅延又は拒否されることがあった。人権団体及び人道団体は他の被拘禁者の場合と異なり、政治犯と面談できる機会を一貫した形では与えられなかった。

[2021年]5月24日に軍事力が統合された後、当局は暫定政府のバ・ヌダウ大統領とモクタール・ウアンヌ（Moctar Ouane）首相を逮捕し、軍事基地に2人を拘禁した。ヌダウ氏とウアンヌ氏は5月27日に拘禁状態から釈放されたものの、その後自宅軟禁状態に置かれた。7月1日、CNDHは自宅軟禁状態に置かれている2人と面会することを拒絶されたと報告した。8月27日、暫定政府はヌダウ氏とウアンヌ氏を自宅軟禁状態から釈放した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人及び団体は、人権侵害に対して民事上の救済を求めることができる。具体的には、西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States：略称 ECOWAS）の司法裁判所（Court of Justice）及びアフリカ人権裁判所（African Court on Human and Peoples' Rights）に不服申立を行うことができる。世襲の奴隷制に関する事件の場合、民事裁判所の命令は執行が困難な場合があるという報告が複数あった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活又は通信に関する恣意的若しくは違法な干渉

憲法及び制定法は、私生活、家族関係、家庭生活又は通信に関する違法な干渉を禁じており、政府がこれらの禁止事項を尊重しなかったという報告は一切なかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

g. 国内紛争に関連した虐待行為

マリ軍と複数の武装集団は、国内の北部及び中央部で深刻な人権侵害を犯した。これらの武装集団の中には、アザワド解放民族運動（National Movement for the Liberation of the Azawad：略称 MNLA）、アザワド統一高等評議会（High Council for the Unity of Azawad：略称 HCUA）及びアザワド・アラブ運動（Arab Movement of Azawad：略称 MAA）などかつての分離独立派勢力、アザワド救済運動（Movement for the Salvation of Azawad：略称 MSA）、イムガード・トゥアレグと自衛団同盟（Imghad Tuareg and Allies Self-defense Group：略称 GATIA）など政府と連携している北部民兵組織、及び大サハラ（Greater Sahara）の ISIS、JNIM、マシナ解放戦線（Macina Liberation Front：略称 MLF）及びアル・ムラビトゥーン（al-Murabitoun）などテロリスト・過激派組織が含まれていた。マリ軍が犯した人権侵害の大半は、フラニ族（Fulani）、トゥアレグ族（Tuareg）及びアラブ系の人々を標的にしていたとみられ、このような行為はこれらの民族と関わりがある武装集団が行ったとされる攻撃への報復として行われたか、テロ掃討作戦が強化された結果であると考えられていた。

政府は、CMA が広く支配している北部で起きた人権侵害事案を追求し、調査することがなかった。中央部における幾つかの人権侵害事案の調査で国際的な支援があったにもかかわらず、起訴された事案は全くなかった。

殺人：マリ軍、旧反政府集団、政府と利害が一致している北部の民兵組織及びテロ組織が、国内全域にわたって、特に中央部と（中央部よりは少ないが）北部の諸州で違法に殺人を犯していた。テロリスト集団と正体不明の個人又は集団が多数の襲撃を行った結果、治安部隊の隊員、アルジェ合意に署名した武装集団の構成員、国連平和維持軍兵士及び市民が死亡した。

中央部のモプティ州とセグー（Segou）州に住むフラニ族は、政府の治安部隊による人権侵害を証言した。また、MINUSMA の HRPD の報告によると、[2021 年]1 月 11 日、FAMa の軍事基地からそれほど離れていないホンボリ（Hombori）で市民 3 人が FAMa に殺害された。また、HRPD は、1 月 15 日にフラニ族出身の市民 5 人（1 月 10 日にドゥエンツァ圏で拉致された国際 NGO「国境なき医師団（Doctors Without Borders）」の職員 1 人を含む）が FAMa のホンボリ軍事基地からそれほど離れていないワミ（Wami）市近くで遺体となって発見されたと報告した。さらに、HRPD は、4 月から 6 月にかけて展開された軍事作戦を展開中の MDSF により、少なくとも市民 20 人が殺害され、18 人が負傷したと報告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国連事務総長の6月1日付け報告書によると、[2021年]3月18日、ドゥエンツァ近くのボニでIEDが爆発し、兵士らを負傷させた後、マリ軍は同地域で違法に2人を処刑し、4人を負傷させたほか、少なくとも30人を虐待した。国連事務総長の報告書には、6月時点で紛争に関連して死亡した市民が303人（1~3月で145人、4~6月で158人）に上ったと記述されていた。この数は、2020年の同期間に記録された死者数から減少している。また、同報告書には、紛争に関連する市民の死者数が最も多かった地域がモブティ州、バンディアラ（Bandiagara）、ドゥエンツァ及びセグー州であったと記述されていた。

[2021年]8月8日、ガオ（Gao）州アンソンゴ（Ansongo）圏のOuatagouna村、Karou村及びDirga村で正体不明の武装集団により少なくとも市民42人が殺害された。

拉致：ジハード主義を掲げる集団、CMA 同盟に関係する武装集団、GATIA のようなプラットフォームに関係する民兵組織及び自衛民兵集団は、人質を取ったと伝えられている。中央部の州では、民族系自衛民兵組織のダン・ナ・アンバサグー（Dan Na Ambassagou：略称DNA）がドゴン集落の住民の強制徴募に変えて要求した金額を支払わなかった同集落の住民を数十回にわたって誘拐した。[2021年]4月8日、フランス人ジャーナリストのオリビエ・デュボア（Olivier Dubois）がガオで拉致された。この拉致に関して、JNIM が犯行声明を出した。11月時点でデュボアは捕らわれの身のままであった。

身体的虐待、処罰及び拷問：複数の人権 NGO は、紛争に関連して MDSF、武装集団、民族系自衛集団及びテロ組織が行った身体的虐待、拷問及び処罰に関する多くの事例を報告した。

児童兵：暫定政府の国家児童・家族保護局（National Directorate for the Protection of Children and Families）は、2021年を通じて30件の児童兵の事案を確認したと報告した。

2021年を通じて、FAMa による児童兵の使用に関して知られている事案はなかった。[2021年]8月18日、民兵集団のGATIA は、武力紛争で児童を使用しないことを誓約する声明を出した。8月26日、GATIA が属する武装集団のプラットフォームは児童兵の徴募及び使用を防止することを目的とした国連行動計画に署名した。

国連安全保障理事会に提出された国連事務総長の2つの報告書（2021年の最初の9か月間）が報告対象期間）によると、国連は武装集団による児童兵の徴募及び使用の事案を275件記録した。また、これらの報告書によると、国連の介入を受けて、199人の児童は解放され、民間の児童保護組織に引き取られた。政府はこれらの児童の一部を不適切に拘禁し、また、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

一部の児童を成人と一緒にして軍の拘禁施設に収監したと同報告書に記述されていた。[2021 年]11 月末時点で、およそ 15 人の児童が武装集団と関係があるとして拘禁されたままであった。MINUSMA によると、7 月から 9 月にかけて少年 4 人が武装集団と関係があるとして拘禁されていたが、1~2 日後に釈放され、児童保護の民間パートナーに引き取られた。1 月以降、ユニセフ（UNICEF：国連児童基金）は武装集団から解放された 256 人の児童を支援してきた。

HRPD は、キダルで CMA が管理する金鉱で児童が搾取されていたことに加え、キダルの治安強化を目的とした CMA 作戦の枠組み内で、検問所を管理するために児童が利用されていたことを報告した。

政府は、2021 年に発生した児童兵に関連する犯罪に関与した汚職官僚及び加担した官僚又は人身売買業者に関する捜査、起訴又は有罪判決について全く報告しなかった。

以下のウェブサイトに掲載されている米国国務省の年次「人身売買に関する報告書」も参照されたい。

<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>.

第 2 節 市民的自由権の尊重

a. 言論の自由（報道その他のメディアのメンバーの言論の自由を含む）

憲法は報道その他のメディアのメンバーの言論の自由を含む言論の自由を規定しているが、政府は時折これらの権利を制限した。独立系メディアは活発であり、一定の制限を受けながらも多岐にわたる見解を表明した。2020 年 12 月、暫定政権は COVID-19 のパンデミックに関係する非常事態を宣言した。この非常事態宣言は[2021 年]6 月 26 日時点で更新されなかった。領土管理省（Ministry of Territorial Administration）から州当局及び地方自治体へ宛てた書簡によると、非常事態宣言によって当局は報道、ソーシャルメディア及びその他のメディア（ラジオ及びテレビ放送を含む）を統制するために「必要な全ての措置」を講じる権限を付与された。しかしながら、当局が報道やメディアを統制するために緊急措置を講じたという報告は一切なかった。

報道その他のメディア（オンライン・メディアを含む）のメンバーの言論の自由：公衆は一般に、民間のラジオ局や新聞を十分に利用することができた。

経済的な理由により、メディア報道が歪められた。大半の報道機関は資源に限りがあった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ジャーナリストの給料は極めて低く、多くの報道機関はジャーナリストがメディアイベントに出席するための交通費を支払えなかった。ジャーナリストはイベント主催者に交通費を支払うよう要請することが多く、「交通費」と「日当」という用語は報道に対する報酬支払制度の婉曲表現であった。このため、財務状態の良い組織ほど、より好ましいメディア報道を受けることが多かった。

暴力及び嫌がらせ：バマコ州及び南部の残りの地域におけるメディア環境は比較的オープンであるが、ジャーナリストが脅迫される事案が散発的に報告されていた。北部の状況に関する報道は、活発な武装集団が存在しているために依然として危険であった（第 1 節 g 項内の小項目「拉致」に記述されているオリビア・デュボアの事案を参照）。

2021 年を通じて、オンライン・メディアに対する制限は知る限りにおいてなかったが、ジャーナリスト又はラジオのアナウンサーがその仕事に関連して逮捕された。例えば、[2021 年]4 月 29 日、独立系ジャーナリストのマリク・コナテ（Malick Konate）とラジオ・アナウンサーのイサ・カバ（Issa Kaba）が電気不足を非難する記事を掲載した後、バマコで警察により逮捕された。2 人は、正式には起訴されず、4 月 30 日に警察の留置場から釈放された。

[2021 年]7 月、NGO の「国境なき記者団（Reporters Without Borders）」の報告によると、当局は 2016 年にジャーナリストのビラマ・トゥーレ（Birama Toure）を誘拐し、違法に拘禁し、虐待した嫌疑でムーサ・ディワラ（Moussa Diwara）元 DGSE 局長を逮捕した。

中傷/名誉棄損法：同法は、名誉棄損により有罪判決を受けた者に罰金と懲役刑を科している。

[2021 年]5 月 17 日、土地・不動産販売局（Land and Real Estate Sales Agency）のママドゥ・ティエニ・コナテ（Mamadou Tieni Konate）元局長とラジオ・クレデュ（Radio Kledu）局アナウンサーのカシム・トラオレ（Kassim Traore）は、地元実業家のババ・マイガが汚職に関わっていると主張したため、バマコ第 2 コミューン審判所（Bamako Commune II Tribunal）により名誉棄損罪で起訴された。2 人は有罪判決を受け、8 月にそれぞれ 6 か月の懲役刑と 15 万 CFA フラン（270 米ドル）の罰金刑を科された。

国家安全保障：法律は、国家の安全保障を損ない、軍隊の士気を挫き、国家元首を怒らせ、国家に対する反乱を教唆し、敵と連携するなどの違反行為を犯罪としている。2020 年 12 月、人気があるラジオ・リポーターのラス・バス（Ras Bath）を含む著名人 5 名は、共謀して暫定政権を不安定化させようとした嫌疑で逮捕された。その後、検察庁はこの 5 人と 6

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

番目の人物（ケイタ前大統領時代の首相であるブブ・シセ（Boubou Cisse））が「政府の転覆を画策する謀議、犯罪結託及び国家元首に対する侮辱」の嫌疑で取調べを受けていると発表した。検察官は、バスが暫定政権を批判したラジオ放送を通じて、暫定政権を非難するように世論を扇動した罪でバス氏を告発した。[2021 年]3 月、バマコ控訴裁判所（Appeals Court of Bamako）は、被告人に対する起訴の棄却を命じ、4 月 19 日に最高裁判所がこの棄却を確認した。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限若しくは阻止することがなく、オンラインのコンテンツも検閲しなかった。政府が適切な法的権限もなく私的なオンライン通信を監視したことを示す信ぴょう性の高い報告は一切なかった。

学問の自由及び文化的な行事

学問の自由及び文化的な行事に政府が制限を課すことは一切なかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

平和的集会の自由

憲法及び法律は集会の自由を規定しているが、政府がこの自由を常に尊重しているとは限らなかった。例えば、[2021 年]7 月 6 日、政府はデモ行進を行おうとする教職員組合に許可を与えることを拒否した。

結社の自由

憲法は結社の自由を規定しているが、法律は不道徳とみなされる結社を禁止している。政府は一般に結社の自由を尊重したが、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア及びインターセックス（LGBTQI+）コミュニティを不道徳なものとみなしているため、LGBTQI+コミュニティのメンバーによる結社の自由は依然として問題を含んだままであった。

c. 信教の自由

以下のウェブサイトに掲載されている米国国務省の「[国際的な信教の自由に関する報告書](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(*International Religious Freedom Report*)」を参照されたい。

www.state.gov/religiousfreedomreport.

d. 移動の自由及び出国の権利

憲法及び法律は、国内移動、外国旅行、外国への移住及び本国への帰還の自由を規定しており、政府は一般にこれらの権利を尊重した。

国内移動：国内での移動は正式に制限されていないが、軍と一部の民兵組織は治安の維持を表向きの理由として、検問所を設置した。また、不安定な治安状況や武装集団が意図的に橋梁などのインフラ設備を標的にしたり、ファラブグ（Farabougou）やディナングル（Dinangourou）などの都市からの輸出を禁止している状況なども、移動の自由が制限される要因となった。ガオ、キダル、ティンブクトゥ（Timbuktu）、及びモプティの一部の住民は、仕掛けられた IEDs の脅威など安全上の理由から都市を離れることを恐れていた（第 1 節 g 項：国内紛争に関連した虐待行為も参照）。MINUSMA と NGOs は、DNA や CMA など様々な民兵組織や武装集団が即席で設置した検問所のために、警ら活動や人道的任務の遂行を妨げられることが多いと苦情を漏らしていた。

e. 国内避難民（IDP）の状況及び取扱い

国内の北部及び中央部における不安定な治安情勢、山賊行為、民族紛争及びコミュニティ間暴力により、多くの人々が家を捨てて逃げ、時には国外に避難することを余儀なくされた。西アフリカ地域、特に近隣のニジェールやブルキナファソの治安状況が不安定なためにマリの難民は本国へ帰還するようになった。国連難民高等弁務官事務所（Office of the UN High Commissioner for Refugees : UNHCR）の報告によると、マリには [2021 年]9 月 30 日現在で 401,736 人の国内避難民（internally displaced persons : IDPs）がいた。この 12 か月間でおよそ 115,000 人の IDPs が登録された。国連人道問題調整事務所（Office for the Coordination of Humanitarian Affairs : OCHA）によると、IDPs のおよそ 60 パーセントを児童が占めていた。

保健・社会開発省（Ministry of Health and Social Development）は IDPs を登録し、政府は IDPs を支援した。IDPs は一般に親族や友人の家に身を寄せ、あるいは賃借住宅に住んでいた。大半の IDPs は都市部に居住し、食物、飲用水その他の形態の支援を受けることができた。家を追われた全家族のうち、実に半数もが公共サービス（学校を含む）の利用を容易にするために必要となる正式な身分証明書を所有していなかったが、人道的支援を受けるのに身分証明は求められなかった。援助団体は立入りが可能であれば、国内全域にわたっ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

て居住する IDPs に人道的支援を提供した。

f. 難民の保護

政府は一般に、UNHCR その他の人道機関と協力して、難民、帰還した難民、庇護希望者及びその他の支援対象者に一定の保護サービスを含む人道的支援を提供した。不安定な治安情勢が人道的支援の提供に影響を及ぼした。

庇護を求める権利：法律は庇護又は難民地位の認定を規定しており、政府は難民保護のための制度を確立している。難民を担当する国家委員会は、UNHCR からの援助を受けて活動していた。UNHCR の報告によると、[2021 年]8 月 31 日現在、マリには 47,884 人の難民及び庇護希望者が在住しており、その大半は近隣のニジェール、モーリタニア及びブルキナファソから入国していた。また、同じ UNHCR の報告によると、9 月 30 日現在で、本国帰還 IDPs が 606,617 人、本国帰還難民が 83,712 人いた。本国帰還 IDPs の著しい増加と流入難民の着実な増加は、難民の保護及び世話のみに充てられており、既に希少となっている資源を一層消耗させた。国内に登録されているおよそ 15,000 人の難民はアフリカ系モーリタニア人であった。

移住者及び難民の虐待：難民と移住者は、政府の規制又は監督がほとんど行われていない紛争地域内を定期的に通過した。[2021 年]9 月中に UNHCR は武装集団や国境警備当局が難民と移住者に身体的暴行を加えた事案を 83 件記録した。

持続可能な解決策：政府は、モーリタニアからの難民に帰化を提案した。2021 年を通じて、政府はコートジボワールからの難民 57 人が本国へ自主帰還するのを支援した。国内の治安情勢が悪化したため、難民を国内に再定住させる政策を検討することができなかった。

一時的保護：政府の国家社会開発局（National Directorate for Social Development）が、難民の資格を有していない可能性がある者に一時的な保護を提供する責任を負っていた。国家難民委員会（National Commission for Refugees）は、難民又は庇護申請を裁決し、庇護を認めるかどうかの決定が出るまで申請者を一時的に保護した。

第 3 節 政治的なプロセスに参加する自由

憲法及び法律は、普遍的かつ平等な参政権に基づき定期的に無記名投票で実施される自由で公正な選挙で自国政府を選択する権利を市民に与えており、市民はこれまで幾分困難を感じながらもその権利を行使してきた。マリでは 2020 年 8 月に軍事クーデターが起きた

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

後、2020 年 9 月に文民が主導する暫定政権が発足した。しかし、[2021 年]5 月 24 日にはこの暫定政権自体が軍によって転覆されてしまった。その後、文民が主導する新たな暫定政権が形成された。新暫定政権は 2022 年 2 月 27 日までに選挙を実施する計画を発表した。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：当初は 2018 年 10 月に予定されていた議会選挙は 2020 年 3 月に実施され、2020 年 4 月には決選投票が行われた。移動の自由の制限、物流面の課題、有権者が威嚇されているという訴え、選挙における改ざん行為及び財政面の制約により、野党候補者の多くは国内の中央部及び北部の大半の地域で選挙運動をすることができなかった。議会選挙が行われてから数か月後に、憲法裁判所は当時の与党に有利になるように、特にバマコ地区において、重要な選挙結果を無効にした。同裁判所の行為を受けて、市民の暴動が広範囲にわたって勃発する事態に陥り、後に続いて訪れた憲法の危機の解決に ECOWAS が取り組むこととなった。

2020 年 8 月、選挙で選出された政府を軍将校がクーデターで転覆させた。クーデター後、当時のケイタ大統領が国民議会を解散した。ECOWAS は素早くマリの制裁を科し、当初は直ちに憲法秩序に戻るよう要求したが、最終的には 18 か月以内に文民による暫定政権を樹立することで合意した。2020 年 9 月、元国防大臣で退役上級大佐のバ・ヌダウ氏が暫定政府の大統領として宣誓就任し、クーデターの首謀者であるアシィミ・ゴイタ大佐が暫定政府の副大統領として宣誓就任した。2020 年 9 月下旬、ヌダウ大統領は暫定政府の首相としてモクタール・ウアンヌ元外務大臣を任命した。2020 年 12 月、暫定立法府の役割を担う国家暫定評議会（CNT）の委員として 121 人が推薦され、承認された。ゴイタ副大統領が CNT の委員を選定したが、その大半は MDSF 出身であった。

[2021 年]5 月 24 日、ヌダウ大統領とウアンヌ首相は軍により逮捕され、3 日間拘禁された後、自宅軟禁状態に置かれた。6 月 7 日、ゴイタ副大統領が暫定政府の新大統領となった。6 月 11 日、ショゲル・コカラ・マイガ（Choguel Kokalla Maiga）を首相とする新たな内閣が形成された。8 月 27 日、暫定政府はヌダウ氏とウアンヌ氏を自宅軟禁状態から釈放した。

女性及び少数派メンバーの参加：いかなる法律も女性又は少数派メンバーが政治的プロセスに参加することを制限しておらず、実際に女性も少数派メンバーも参加していた。しかしながら、文化的又は宗教的要因によって、女性が公式及び非公式な役割を担って政治参加することが制限される場合があった。これは、女性にそのような任務を果たさせるのはタブー（禁忌）又は不適切であるという認識があったからである。法律では、政党の選挙候補者リ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ストの少なくとも 30 パーセントを女性候補者のために確保し、政府高官被任命者の 30 パーセントを女性にすることを義務付けられている。暫定政府の大臣・特命大臣 25 人のうち、女性は 6 人であった。

女性候補者の参加を義務付ける法律を遵守するという目標は、2020 年 3 月と 4 月に実施された議会選挙でほぼ達成された。この選挙で国民議会の 147 議席中、41 議席は女性が獲得した。これは国民議会総議席数の 28 パーセントを占めている。この国民議会は、2020 年 8 月にクーデターが発生した後で解散された。

第 4 節 政府内の汚職及び透明性の欠如

法律は官僚による汚職に対して刑罰を定めているが、政府はこの法律を事実上遵守しておらず、官僚は頻繁に汚職行為をしても刑事責任を免れていた。2021 年を通じて、政府の汚職に関する報告が数多くあった。

汚職：汚職は行政の全部門でまん延していた。当局は、警察に汚職の取締りを徹底させていなかった。官僚、警察及び憲兵隊は頻繁に賄賂を強要した。

[2021 年]6 月、会計監査人が政府と公的機関の浪費、不正行為及び権限の濫用に関する報告書を公表した。COVID-19 緊急対応プロジェクト（Emergency Response Project）の管理層は、財務処理の検証と適法性に関して 2 月 18 日から 6 月 25 日まで調査された。調査の結果、50 億 CFA フラン（910 万米ドル）以上の不正支出があったことが明らかになった。8 月 26 日、スメール・ブベイ・マイガ（Soumeylou Boubeye Maiga）元首相（2017~19 年）とブアレ・フィリ・シソコ（Bouare Fily Sissoko）元経済・財務大臣（2013~15 年）が、記録の偽造・改ざん、公的資金の流用、汚職、影響力の濫用及び偏愛待遇の罪で最高裁判所により起訴された後で逮捕された。9 月 21 日、軍将校 4 人が逮捕され、国防省の公的資金を流用した罪で起訴された。11 月 15 日、バマコ控訴裁判所は、汚職事件に焦点を当てた巡回裁判所（Court of Assizes）の第 2 セッションを開始した。11 月 17 日、同巡回裁判所はクリコロ州バグイネダ（Baguineda）市長のサリア・ディアラ（Salia Diarra）の事案を審理し、合計でおよそ 5 億 3,000 万 CFA フラン（96 万 4,000 米ドル）に及ぶ公的資金を流用した罪で同市長を起訴した。

[2021 年]11 月 19 日、ディアラ市長は懲役 5 年の刑を言い渡された。11 月 22 日、同巡回裁判所は 2019 年に逮捕されたバカリ・トゴラ（Bakary Togola）農業会議所（Chamber of Agriculture）元所長の事案を審理し、総額 950 億 CFA フラン（1,730 万米ドル）に及ぶ公的資金の流用及び横領の罪で起訴した。11 月 29 日、トゴラ氏は全ての罪について無罪判決

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を受けた。

第 5 節 人権侵害疑惑に関して国際機関及び非政府組織が実施する調査に対する政府の姿勢

国内外の人権団体の多くは一般に政府の規制なしに活動し、人権事案に関する調査を行い、その結果を公表した。人権団体によると、政府と軍将校は一般に透明性に欠け、協力的でなく、MDSF による人権侵害疑惑に関して調査や起訴を求める声にすぐ対応することもなかった。

政府の人権機関：国家人権委員会（CNDH）は、事務管理面と予算面で司法省から支援を受けている独立した機関である。政府は、この委員会に事務所スペースとスタッフを提供した。CNDH の委員には、市民社会の代表者たちが含まれていた。CNDH は複数の人権侵害事案（[2021 年]1 月 3 日のフランス部隊によるブンティ空爆事件及び暫定政府元高官の自宅軟禁事案を含む）に関して声明を出した。

真実・正義・和解委員会（Truth, Justice, and Reconciliation Commission）は、反乱勢力とテロ集団がマリに侵攻し、軍事基地や政府機関を襲撃し始めた 2012 年の危機的状況に起因する犯罪と人権侵害の証拠を受理し、公聴会を開き、暫定的な法的措置を勧告する目的で 2014 年に設置された。[2021 年]4 月に開かれた同委員会の第 3 回公聴会の場で、14 人の被害者が強制失踪の事案について証言した。国連安全保障理事会に対する国連事務総長の[2021 年]10 月付報告書によると、9 月 6 日現在、同委員会は 2020 年末時点で 19,198 人の証言を聞いていたが、[2021 年]9 月 6 日現在では、証言者が 22,507 人にまで増えていた。

第 6 節 差別及び社会的虐待

女性

強姦及び家庭内暴力：法律は女性及び男性に対する強姦行為を犯罪とし、有罪判決を受けた者に対して 5 年以上 20 年以下の懲役刑を科しているが、政府はこの法律を事実上実施しなかった。強姦の問題はまん延していた。当局は、強姦事件のごく一部しか起訴していなかった。被害者は、特に加害者が近親者であることが多いため、社会的圧力により、また、報復を恐れて強姦を届け出ることがほとんどなかった。配偶者による強姦を明確に禁じる法律はないが、法執行官によると配偶者による強姦には強姦を禁じる刑法の規定を適用し得る。警察や司法当局は強姦事件を捜査したが、裁判前に当事者が合意に達した場合は進んで当該事件の追求を取り止める用意もあった。こうした状況を背景として、被害者は法制度を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

通じて正義を求めるのではなく、損害賠償金を受入れるよう家族から圧力をかけられる環境が醸成されてきた。

国連事務総長から国連安全保障理事会に提出されたマリの状況に関する[2021 年]6 月 1 日付け報告書で、MINUSMA は紛争に関連した性的暴力の事案を少なくとも 2 件記録した。同報告書によると、これらの事案には、3 月 27 日にメナカ市で正体不明の武装集団が女性を輪姦した事案と 3 月中旬にフラニ族の女性が集団レイプされた事案が含まれていた。後者の事案は、セグー州ニオノ（Niono）のドゾ（Dozo）族集団のメンバーが犯したとされていた。

女性に対する家庭内暴力（配偶者による虐待を含む）が横行していた。2012 年～2013 年に実施されたジェンダー評価により、マリの女性の大多数が家庭内暴力に苦しんでいることが明らかになった。76 パーセントの女性が、料理を焦がし、口論し、夫に断りなく外出し、子どもをなおざりにし、又は性交を拒否した際、夫が妻を殴るのは容認できると考えていると同評価は結論付けた。2018 年マリ人口動態・健康調査（*Mali Demographic and Health Survey*）は、女性の 79 パーセントと男性の 47 パーセントがこの行動は正当化されると考えているという結論を出した。同調査を実施した結果、女性の 49 パーセントが配偶者による（感情的、身体的又は性的な）暴力を経験し、15～49 歳の女性の 43 パーセントが身体的暴力を経験し、8 人に 1 人の女性（13 パーセント）が性的暴力を経験したことがわかった。家庭内暴力を経験した女性のうち、68 パーセントは誰にも助けを求めず、伝えることもなかった。

配偶者による虐待は犯罪であるが、法律は家庭内暴力を特に禁じていない。複数の人権団体によると、文化的なタブーや法的手段に対する理解のなさを理由に、大半の事案は届出が行われないままであった。暴行で有罪判決を受ければ、1 年以上 5 年以下の懲役刑及び多額の罰金刑を科される。暴行が事前に計画されたものであることが明らかになった場合、刑罰は加重されて 10 年以下の懲役刑となる可能性がある。警察はしばしば、家庭内暴力事件に介入するのを嫌がった。多くの女性は、経済的自立に対する懸念や社会的烙印、報復若しくは社会的排斥（村八分）の回避を理由として、夫の告訴に消極的であった。訴追を追跡する目的で司法省内に設置された計画統計部（Planning and Statistics Unit）は、信頼できる統計を作成しなかった。

国連は、紛争に関連した性的暴力事案が増加した原因は、国内の北部及び中央部で活動する過激派武装グループとアルジェ合意に署名した武装集団にあると報告した。難民と庇護希望者に奉仕する UNHCR と NGOs は、難民、庇護希望者及び IDPs への性差に基づく暴力事案が増加したのは、女性や女兒を保護する環境が劣化していることに原因があると報告

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

した。[2021 年]1 月から 6 月にかけて報告された IDPs への性差に基づく暴力事案 3,744 件のうち、半数以上は女性が水汲みやまき拾いあるいは地元内の移動など日常的な活動をしている間に起きた強姦や身体的暴行であった。UNHCR は、8 月 31 日時点で難民への性差に基づく暴力の事案を 196 件報告した。また、ユニセフは、性差に基づく暴力の削減、防止又はそのような事案への介入に関係するサービスを 10 万 8,000 人の女性と児童に提供したと報告した。

女性性器切除／女子割礼 (FGM/C) : マリでは FGM/C は合法である。特定の北部地域を除き、全ての宗教及び民族が、特に農村部で FGM/C を広く実施していた。FGM/C は合法であるが当局は国立の保健所での実施を禁じていた。

両親は一般に娘が生後 6 か月から 9 歳までの間に FGM/C の施術を受けさせていた。2018 年マリ人口・保健調査 (Mali Demographic and Health Survey) によると、15 歳から 49 歳までの女性の 89 パーセントが割礼されていたが、地理的位置によって大きなばらつきがあり、その比率はガオ州の 2 パーセントからクリコロ州及びシカソ (Sikasso) 州の 95 パーセント超に及んでいた。割礼のおよそ 76 パーセントは 5 歳になる前に行われていた。また、割礼はほぼ必ず、伝統的な施術者により行われていた (99 パーセント)。同調査によると、男性のおよそ 70 パーセントと女性のおよそ 69 パーセントが女性性器切除は宗教によって義務付けられていると信じており、男女を問わず、人口の 4 分の 3 がこの施術を継続すべきであると考えていた。政府が実施する FGM/C の危険性に関する情報提供キャンペーンが、国内の治安が許す地域の一般市民に行き渡り、人権団体は、教育を受けた両親を持つ子どもの間で FGM/C の施術率が減少したと報告した。

性的嫌がらせ : 性的嫌がらせは、法律によって禁じられていない。性的嫌がらせは学校内を含めて日常的に起きており、政府は性的嫌がらせを防止する取組を全く行っていない。

生殖権 : 政府側から強制堕胎又は非自発的な避妊手術に関する報告は一切なかった。

避妊法の利用に負の影響を及ぼす政府の政策はなかったものの、女性と女兒はその生殖に関する健康を管理するに当たって夫や世帯内で影響力を持つメンバーの同意を必要とするなど文化的及び社会的な障壁に直面した。

農村部に住む人々にとっては、医療施設が自宅から遠く離れていたり、雨季には道路が冠水するといった事情による影響を受けて、十分な医療を容易に受けられる状況にはない。

生殖に関する健康についての情報を入手する際、障害がある女性は医療施設に入る際の物

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

理的な障壁、意思疎通上の障壁、医療提供者による差別的かつ侮蔑的な扱い、生殖に関する健康についての情報が利用しやすい書式で提供されていない状況など否定のしようがない明確な障壁に直面した。

性と生殖に関する健康について政府が提供するサービス（緊急避妊を含む）は、性的暴力の被害者（紛争に関連した性的暴力の被害者を含む）も利用することができたものの、これらのサービスがこの分野に特化していることは稀であり、被害者は一般的な医療施設に治療を求める場合が多かった。欧州連合、国連人口基金（UN Population Fund：略称 UNFPA）及び国連女性機関（UN Women）の支援を受けた取組である「スポットライト（Spotlight）」を通じて、政府はバマコ、ガオ、モブティ、カイ及びクリコロの各州にある 10 か所の「ワンストップ・センター」を経由し、紹介制医療施設レベルで性差に基づく暴力の被害者に対し、この分野に特化した支援（家族計画のカウンセリングを含む）を提供した。

母性死亡率は、生児出生 10 万人当たり 325 人であったと推定されている。また、医療機関で出産した女性の 67 パーセントは熟練した医療従事者の支援を受けた。母性死亡の重要な要因として、出産前、出産時及び出産後の質の高いケアサービスがあまり利用されていない状況が挙げられる。母性死亡に直接関係する主な産科的要因は、大量出血（37 パーセント）、^し子^{かん}癇（11 パーセント）及び敗血症（11 パーセント）であった。FGM/C は、母体り患率の原因となる深刻な公衆衛生上の問題であった。UNFPA によると、未熟児の出生率は女児 1,000 人当たり 164 人であった。

生理又は生理衛生の利用に関して法的障壁は一切ない。しかしながら、一定の事案においては、社会文化的障壁によって女性や女児の平等な社会参加が阻害された。生理衛生管理に関する教材は乏しく、教師は思春期や生理衛生管理に関する知識に欠けることが多かった。ある NGO が 2020 年に実施したアンケート調査によると、女児の 4 分の 1 以上が不適切な生理衛生に起因して性器に異常をきたしたと回答し、14 パーセントは月経周期中の痛みで授業を休んだ。同じ調査によると、通学している女児の半数以上は月経期のために授業にうまく集中できず、女児の 4 分の 3 は生理になると生理用品を交換する際は恥ずかしい思いを避けるため自宅に戻る必要があるので学校を休んだ。

いかなる法律も、妊娠している又は母親になっている思春期の女児が教育を受けるのを禁じていない。法律は、要請があれば、妊娠中の生徒の中学校における教育を延期することを認めている。多くの女児とその家族は、本人が有する権利のことを知らされておらず、また、社会的烙印により、妊娠中の女児は依然として通学することができなかった。その上、保育サービスがないことも、母親である女児が教育を受ける上での障壁となっていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

差別：法律は、特に離婚や相続に関して、男性と同じ法的地位及び権利を女性に対して定めてはいない。女性は夫に従うことを法的に義務付けられているため、特に離婚、親権及び相続の場合にぜい弱である。女性が男性と同じ職業、仕事及び産業で職に就くことに関して法的制限があった。女性は、教育の欠如、情報の不足及び法外な費用を理由に法的サービスを利用する機会は極めて限られていた。法律がこのような差別的な性格を帯びているにもかかわらず、政府はこの法律を事実上執行していた。女性・子ども・家族の地位向上省（Ministry for the Promotion of Women, Children, and the Family）は、女性の法的権利を確保する責務がある

法律では平等な財産権が定められているが、伝統的な慣習や法律の無知によって、女性は自身の財産権を十分に活かすことができなかった。

婚姻契約書では、夫婦が不動産の権利を共有したいかどうかを明記しなければならない。イスラム教徒の夫婦の婚姻証明書に結婚の種類が明記されていない場合、裁判官は結婚が一夫多妻制に基づくものであると推定する。

MINUSMA によると、過激派グループはティンブクトゥ州とモプティ州の女性にベールを着用するよう強いることで「慎重な女性」に変えるために女性を威嚇し、脅す行為に関与していた。伝えられるところによると、ティンブクトゥ州ディアンク（Dianke）地域でベールを着用しない複数の女性が脅され、モプティ州ビネダマ（Binedama）では全ての女性がベールを着用するよう強制されていた。

人種又は民族に基づく組織的な暴力及び差別

「ベッラ（Bellah）」と呼ばれることが多い黒人系トゥアレグ族に対する社会的差別が依然として行われていた。トゥアレグ族の中には、黒人系トゥアレグ族から基本的な市民的自由（人権）を奪っている集団もあった。この理由は、昔からある奴隷のような慣習や奴隷関係が受け継がれることにあった。

奴隷の所有主が、自身の奴隷であるベッラの子どもの誘拐したという報告が続いていた。奴隷所有主は、奴隷とその子どもを財産とみなし、奴隷である親の許可を得ずにその子どもたちを養育するためにほかの地へ連れ去ったと伝えられている。奴隷制度に反対する組織「Temedt」は、カイ（Kayes）州でセミナーを主催し、地域社会が奴隷を所有する慣習を捨てるように説得した。

[2021 年]8 月 18 日、カイ州知事室と国際 NGO 「マーシー・コープス（Mercy Corps）」が

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

主催した社会的一体性を強化するための地域フォーラムが終了する時点で、カイ州政府は世襲奴隷制の終焉を目的とする憲章草案に署名した。カイ州政府のみならず NGOs や地域社会の指導者たちもこの憲章草案を支持した。

[2021 年] 9 月 28 日と 29 日にバフォウラベ圏 (Bafoulabe Circle) で奴隷制に反対する活動家と世襲奴隷制の被害者に対する暴力的な攻撃事件があり、1 人が死亡し、12 人が負傷した。11 月 4 日、カイ州の捜査判事は、この事件に関与し、役割を果たしたとして、奴隷制を支持する容疑者 36 人の逮捕を命じた。この容疑者らは追加の監視を受けるため、バフォウラベの刑務所からカイまで移送された。11 月 11 日、マモウドウ・カソグ (Mamoudou Kassogue) 司法大臣は全検察官に対し、法が認める最大限の範囲において、世襲奴隷制に基づき奴隷を扱う者を訴追するよう指示した。

フラニ[Fulani]族 (又はプル[Peul]族) のメンバーは、ドゴン[Dogon]族のメンバーと頻繁に衝突しており、また、これとは別に、フラニ族がアルカイダと結び付いている武装イスラム教徒を支持しているという疑惑を巡ってバンバラ (Bambara) コミュニティとも対立していた。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、この緊張関係が原因となって民族的な「自衛集団」が形成されるようになり、数千人が家を追われ、暮らしが悪化し、飢餓がまん延するようになった。これらのコミュニティを代表する集団は、複数のコミュニティ間の攻撃に関与しており、また、報復攻撃は普通に行われていたと伝えられている。

中央部においては、コミュニティ間の暴力が激化した。ドゴン族社会とフラニ族社会の間の衝突は、過激派グループの存在によって悪化し、多数の市民が死亡する結果をもたらした (第 1 節 g 項内の小項目「殺人」も参照)。

牛の移動放牧 (季節移動) を巡る紛争に関係するコミュニティ間の暴力は、モプティ州のドゴン族、バンバラ族及びフラニ族の間、セグー州のバンバラ族とフラニ族の間、また、ガオ州、ティンブクトゥ州及びキダル州の様々なトゥアレグ族とアラブ族集団の間で発生した。

児童

2019 年推計値によると、総人口の半数以上が 18 歳未満であった。

出生登録: 子どもの市民権は、親を通じて又は国内での出生によって得られる。出生登録は、出生から 30 日以内に行うよう法律によって義務付けられている。30 日を過ぎて行われる登録には罰金が科される場合がある。女兒は、男児よりも出生登録されない確率が高かった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府は、特に農村部において、出生の全てを直ちに登録していたわけではなかった。複数の団体によると、全ての村民を受入れるのに十分な数の登録事務所がなかったため、特定の地域では低い登録率が増幅される状況となっていた。ユニセフの 2019 年報告書によると、5 歳未満の児童の 13 パーセントは登録されておらず、登録済み児童の 22 パーセントは出生証明書を受け取っていなかった。出生登録の障害となり得る課題として、登録サービスを利用できない又は利用しにくい状況、出生登録簿が準備されていない状況、及び出生証明書の重要性に関する両親の認識が欠けている状況などがあった。

ユニセフによると、政府は 2019 年に全出生のほぼ 90 パーセントを登録した。政府は 2014 年に行政センサスを実施して生体データを収集し、全市民に固有識別番号を割り当てた。このプロセスによって、出生時に登録されなかった児童の登録が可能となったものの、与えられた出生証明書の数是不明であった。

複数の国内 NGO は外国パートナーと連携して、出生時に児童を登録させるとともに、教育や政府サービスを利用する上で決定的に重要な登録がもたらす便益に関して親を教育した。また、出生登録は児童を保護する上で、また、武装集団によって徴募される又は当局によって拘禁される場合その釈放と家族との再会を円滑に進める上で必要不可欠な機能を果たした。

教育：無償の普通教育は憲法によって定められ、6 歳から 15 歳までの児童を対象にした義務教育は法律によって定められている。それにもかかわらず、多くの児童は通学していなかった。親は、子どもの授業料を支払うだけでなく、制服や文房具も負担しなければならないことが多かった。子どもの入学に影響を及ぼすその他の要因としては、最寄りの学校までの距離、交通手段の欠如、教師の不足、2021 年に決行された教師のストライキの長期化、教材の不足、学校給食事業の欠如などがあった。女子の入学率は全ての学年で男子よりも低かった。この理由は、貧困、男子の教育が優先される文化、女子の早婚、女子への性的嫌がらせ、月経衛生を利用できない状況、妊娠、出産して母親となる状況などにあった（第 6 節の「生殖権」の項も参照）。2018 年マリ人口・保健調査によると、15~49 歳の女性の 3 分の 2 が教育を全く受けていないのに対し、同じ年齢層の男性の比率は 53 パーセントであった。また、男性の 47 パーセントは識字能力があるのに対し、女性は僅か 28 パーセントにすぎなかった。ユニセフの[2021 年]5 月付報告書によると、5~17 歳の児童のうち 200 万人以上が通学しておらず、15~24 歳の児童の半数以上が読み書きできなかった。安全保障理事会に対する国連事務総長の[2021 年]10 月付報告書では、2021 年の学校閉鎖により国内の 478,000 人を超える児童が影響を受けたと推定した。

[2021 年]6 月 1 日現在、紛争によって国内の北部及び中央部に位置するガオ、キダル、ティ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ンブクトゥ、モプティ及びセグーの各州では、1,595 校以上の学校が閉鎖された。南部のクリコロ州とシカソ州では、6 月に学校閉鎖が始まった。また、反政府勢力が学校を活動拠点として使用する場合がありますため、多くの学校が損傷を受け、又は破壊された。国連の報告によると、政府の治安部隊は時折、学校の構内を基地として利用した。閉鎖された学校の大半は、モプティ州にあった。

児童虐待：児童虐待に関する政府の包括的な統計は存在しなかったが、この問題は至る所で起きていた。児童虐待事案の大半は、報告されないままであった。国連事務総長が 3 月、6 月及び 10 月に提出した報告書で、国連は[2021 年]1 月から 9 月にかけて児童 467 人に加えられた深刻な虐待（児童を兵士として徴募又は使用する行為、児童の殺害及び手足切断行為、強姦その他の重大な性的暴行、誘拐、学校及び病院に対する襲撃、又は児童に対する人道的アクセスの拒否として定義される）の事案を 636 件記録した。警察と連帯人道支援活動省（Ministry of Solidarity and Humanitarian Action）内の社会福祉事業部は、報告された児童虐待や育児放棄の事案の一部を調査し、介入したが、政府がそのような児童のためにサービスを提供することはほとんどなかった（第 1 節 g 項内の小項目「児童兵」も参照）。

児童婚、早婚及び強制結婚：保護者の同意なしに結婚できる最低年齢は、女子で 16 歳、男子で 18 歳である。女子は親の同意があり、民事裁判官が承認した場合、15 歳で結婚することができる。当局は、特に農村部において、この法律を事実上執行していなかったため、児童婚、早婚及び強制結婚が国内全域にわたって広く行われていた。また、女兒は武装集団の戦闘員や指導者との結婚も強制された。ユニセフから入手した 2017 年のデータによると、女性の 54 パーセントが 18 歳までに結婚し、16 パーセントが 15 歳までに結婚していた。

国内の一部の州、特にカイ州とクリコロ州では、女子が 10 歳という幼い年齢で結婚していた。14 歳の少女が倍の年齢である男性と結婚することも日常的に行われた。国内の人権団体によると、15 歳未満の女子が結婚するのに十分な年齢であるとする虚偽の出生証明書その他の書類を政府職員が受領することが頻繁にあった。NGOs は児童婚、早婚及び強制結婚の削減を目指した意識向上キャンペーンを実施した。

児童の性的搾取：営利目的での性的搾取を含む児童の性的搾取は、法律で禁じられている。マリには強姦に関する制定法があり、合意の上の性行為が認められる最低年齢を 18 歳と定めている。この制定法は、婚姻の法定最低年齢が女子で 15 歳とする規定と矛盾し、執行されなかった。児童に対する性的搾取が発生していた。

幼児殺害又は障害のある幼児の殺害：政府は幼児殺害の行為を犯罪とした。巡回裁判所は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[2021 年]8 月の開廷時に 2 件の幼児殺害事件を審理した。

故郷を追われた児童：ユニセフの [2021 年]8 月付報告書によると、児童は国内の IDPs のおよそ 64 パーセントを占めていた。

国際的な子の奪取：マリは、1980 年に採択された国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約 (Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction) の締約国ではない。以下のウェブサイトに掲載されている米国国務省の「親による国際的な子どもの連れ去りに関する年次報告書 (*Annual Report on International Parental Child Abduction*)」を参照されたい。

<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-ChildAbduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>

反ユダヤ政策

国内にいるユダヤ人は 50 人未満で、反ユダヤ行為があったとの報告はなかった。

人身売買

以下のウェブサイトに掲載されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照されたい。

<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report>.

障害者

障害者は、健常者と対等の立場で教育、公共建築物及び輸送手段を利用することができなかった。障害者は基本的な医療を受けることができた。政府は定期的に公的情報や通知を障害者が利用しやすい書式で提供することがなかった。憲法及び法律は、雇用、教育、航空機その他の交通手段による移動、医療、司法制度及び国家サービスの利用に当たって、身体、知覚、知力又は精神に障害がある人々の権利を特に保護してはいない。公共建築物にアクセシビリティ（利用しやすさ）を義務付ける法律はない。障害者の多くは、物乞いに頼っていた。

精神障害者は、公共機関内で社会的な烙印を押された。

連帯人道支援活動省は、障害者の権利を保護する責任を負っていた。同省は、障害者の収入獲得機会を促進する活動を後援した。また、マリ障害者団体連合会 (Malian Federation of

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Associations for Handicapped Persons) など基本的サービスを提供する NGOs とも連携した。政府は全国に 8 校あるろう学校の運営に責任を負っていたものの、ろう者向けに資源その他の支援をほとんど提供しなかった。

HIV 及びエイズに対する社会的烙印

HIV やエイズを抱えて生きる人々に対する社会的差別が起きた。HIV 陽性は、国内でしばしば LGBTQI+ のアイデンティティと同じ意味を持つ言葉であるとみなされた。政府は、HIV 及びエイズに関する意識を向上させ、HIV やエイズを抱えて生きる人々に対する差別を減らすキャンペーンを実施した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力、犯罪その他の虐待行為

複数の国内 NGO の報告によると、LGBTQI+ の人々は身体的、精神的及び性的暴力を経験しており、社会はそれを「矯正のための」処罰とみなしていた。そのような暴力が発生した際、警察は介入を拒むことが頻繁にあった。

法律は、「道徳性に対する攻撃」に関係する行為を禁じており、したがって、成人同士の同意に基づく同性間性行為を事実上犯罪としている。政府は積極的にこの法律を執行した。事例証拠により、LGBTQI+ の人々は、その秘密を知られた場合、暴力を受ける危険性があることが示唆されている。こうした人々を完全に保護できるかどうかは、依然として疑わしい。

[2021 年]10 月、バマコ州第 4 コミューン高等審判所の検察官は、「道徳に対する攻撃」に関する法律の同じ条項に基づき）肉欲行為への扇動を理由に 3 人の女性を起訴した。このうち 2 人は収監されたが、11 月 2 日に仮釈放を認められた。3 人目の女性は同じ犯罪嫌疑で起訴されたが、コートジボワールへ国外逃亡した。同じ事件で、もう 1 人の女性も起訴されたが、勾留はされなかった。メディアの報道は、この女性たちを「レズビアンネットワーク」の一部を形成する人々として特徴付けた。2021 年を通じて、成人同士の同意に基づく同性間性行為を事実上犯罪とするこの法律が適用された他の事例はなかった。

LGBTQI+ の人々の大半は、社会から孤立し、その性的指向又は性同一性を隠し続けた。ある NGO の報告によると、LGBTQI+ の人々はその性同一性を隠し、社会的烙印を押されるのを避けるため、退学し、職場を去り、治療を求めない場合が極めて多かった。

性的指向や性同一性に基づく差別を明確に禁じている法律はない。一部の NGOs は、特に男性と性行為をする男性又は HIV 予防に焦点を当てた医療及び支援サービスを提供した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

その他の社会的暴力又は差別

アルビノ（白子）の人々に対する差別が続いており、政府はこのような人々の権利を保護するための計画を懸命に実施しようとした。アルビノの人々は特別な力を持ち、こうした人々の血液や頭部を伝統的な宗教指導者に捧げれば、その特別な力をアルビノではない人も得られるという広く受け入れられた信仰を一部の伝統的な宗教指導者は依然として伝えていた。この色素欠乏症に対して理解を欠く状況が続いているため、日焼け止めを使用しないと皮膚がんが極めて患しやすいアルビノの人々が、日焼け止めを入手できずにいた。サリフ・ケイタ国際基金（Salif Keita Global Foundation）は、アルビノの人々に無料で医療を施し、その保護を唱道し、その虐待を終了させるための教育を提供した。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

労働法に基づき、軍の隊員を除く全ての労働者は、独立した組合を結成し、加入し、団体交渉を行い、ストライキを実施する権利を有している。また、労働法は、反組合的な差別を禁じている。これらの権利の行使には、労働者が労働組合を結成する前の段階でその全員が当該組合に関係する職業で雇用されていなければならないという要件など複数の制限が課されている。労働者は、労働組合に関係する職務又は職業を離れてから 1 年間に限り、当該労働組合の組合員であることができる。組合の運営又は管理を担当する組合員は、国内に居住していなければならない、かつ、国政選挙における本人の投票権を一時的に剥奪する可能性がある有罪判決を受けていてはならない。労働組合の登録プロセスは面倒で時間がかかった。その上、政府は恣意的又は曖昧な理由で、労働組合の登録を拒否することがあった。

労働公共サービス担当大臣は、業種別団体協定を承認し、また、業種別団体交渉にどの組合を参加させるのかを決定する唯一の権限を有する。雇用主には、労働組合の代表者との交渉を拒否する裁量権がある。労働法は、あらゆる種類のストライキを許可し、ストライキ参加者に対する報復を禁じている。労働組合は、ストライキを合法的に行えるようにするため、まず労働法に定められている義務的な調停及び仲裁手続を全て実施しなければならない。規則により、公務員及び国有企業の労働者は、計画したストライキが行われる 2 週間前に通知を与え、かつ、雇用主及び第三者（通常は労働公共サービス省（Ministry of Labor and Public Service））との調停及び交渉に入ることを義務付けられている。

労働法は、「不可欠な事業」部門に属する労働者がストライキを行うことを認めておらず、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

労働大臣はそのような労働者に対して強制的な仲裁を命ずることができる。労働法は「不可欠な事業」を、その業務が中断されれば人命、個人の安全又は人々の健康が危険にさらされ、国家経済の正常な運営に支障が生じ、又は、極めて重要な産業部門が影響を受ける事業と定義している。例えば、警察官がストライキを実施する場合、警察本部と路上に最低限の警察官の配置を保つことが労働法で義務付けられている。しかしながら、政府は不可欠な事業の一覧表を有していない。

違法なストライキに参加すれば、賃金と休暇以外の権利の喪失や解雇を含む厳しい刑罰が科される。2021 年を通じて、公務員はストライキを行う権利を行使した。5 月、マリ全国労働者組合（National Workers' Union of Mali）はストライキを決行し、全公務員の給与及び給付金の平等化を要求した。また、教職員組合も 8 月にストライキを実施して昇給を要求し、暫定政権が労働・生活条件改善の要求に応じなければ年末試験をボイコットするよう組合員に呼び掛けた。

労働法は、反組合的な差別を禁じ、組合活動のために解雇された労働者の復職について定めているものの、政府は関連法を事実上執行し実施しなかった。反組合的差別禁止条項に違反した際の刑罰は、比較可能な他の犯罪に科される刑罰に相応していた。労働公共サービス省は、査察又は仲裁を実施するのに十分な資源を有していなかった。このため行政及び司法の手続に大幅な遅れが出ており、また、その手続内容に対して不服申立てが行われていた。

当局は結社の自由と団体交渉権を一貫して尊重していたわけではなかったが、労働者は一般にこれらの権利を行使した。政府は、干渉を受けずに活動を行うという組合の権利を常に尊重するとは限らなかった。

組合及び労働者団体は政府や政党から独立していたものの、様々な政党又は政党連合と緊密に連携していた。

b. 強制労働又は義務的労働の禁止

労働法はあらゆる形態の強制労働を禁じているが、強制労働は発生していた。労働法は本人の同意なしで契約に基づき人を使用することを禁じており、この規定に違反して有罪判決を受ければ、罰金及び過酷な強制労働を伴う懲役刑が科される。また、15 歳未満の者が関わる場合、この刑罰は倍加される可能性がある。しかし、刑罰は執行されることが稀であったため、これらの犯罪を抑止するには不十分だった。この刑罰は、比較可能な他の犯罪に科される刑罰に相応していた。NGOs によると、司法部門は強制労働事案への対応には消極的であった。政府は人身売買撲滅行動計画に資金を割り当てたものの、強制労働を防止又は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

排除する努力をほとんど払わなかった。官僚は世襲の隷属関係にかかる事案に介入し、起訴を棄却させようとして個人を脅し、威嚇したと伝えられている。検察官は世襲の隷属関係にかかる事案の大半を、差別、作物破壊又は侵入窃盗にかかる制定法に基づき軽罪として起訴した。これらの制定法は、人身売買法に基づき科される刑罰よりも遥かに軽い刑罰を規定している。

成人の強制労働の大半は、特に米、綿花、乾燥穀物及びトウモロコシ栽培などの農業分野、手作業による金採掘、家庭内労働、その他インフォーマル（非公式）経済に分類される諸部門で行われていた。強制児童労働も、同じ部門で発生していた。墮落した宗教教育者らは、少年たちに物乞いやその他の種類の強制労働又はサービスを強いていた（第 7 節 c 項も参照）。

北部のタウデニ（Taoudeni）にある岩塩坑では、主にソンガイ（Songhai）族の成人男性と少年が昔からの慣行である役身折酬（えきしんせつしゅう：労働によって債務を返済する行為）に従事させられていた。特にガオ、ティンブクトゥ、キダルなど東部と北部の州において、雇用主は多くの黒人系トゥアレグ族（Black Tuaregs）に強制労働を課し、世襲の隷属関係を強いていた（第 6 節の「人種又は民族性に基づく組織的な暴力及び差別」の項も参照）。

以下のウェブサイトに掲載されている米国国務省の「人身売買に関する報告書」も参照されたい。

<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report>

c. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢

労働法は、最悪の形態で行われる児童労働の大半を禁じており、雇用の最低年齢を 15 歳に定めている他、児童向けに労働時間に対する制限と労働衛生安全上の制限を課している。いかなる状況下でも、児童は 1 日に 8 時間を超える労働をしてはならない。また、16~18 歳の少女は 1 日に 6 時間を超える労働をしてはならない。政府の危険な職業リスト（Hazardous Occupations List）は、18 歳未満の児童による特定の作業を禁止している。この法律は、インフォーマル経済で労働する児童及び自営業者の子どもを含む全ての児童に適用される。最悪の形態で行われる児童労働から児童を十分に保護するために設けられた法的枠組み内にギャップが存在している。また、労働法は強制労働の禁止、違法活動における児童使用の禁止及び非国家武装集団による児童徴募の禁止に関する国際基準を満たしていない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

児童労働にかかる諸法律の執行は、子ども及び女性の地位向上省（Ministry for the Promotion of Children and Women）、司法省、安全保障省（Ministry of Security）、国家社会保障研究所（National Social Security Institute）（管轄下にある医療機関を通じる）及び労働公共サービス省がその責務を分担する。これらの政府機関間の調整体制は効果がなく、効率が悪く、かつ、煩雑であった。当局は児童労働にかかる諸法律を無視し、又は適用法を事実上実施しないことが多かった。また、資源、査察及び改善状況も十分とは言えなかった。法律違反に対する刑罰は類似する他の犯罪に科される刑罰に相応していたが、全部門に適用されたわけではなかった。

児童労働、特に最悪の形態で行われる児童労働は、深刻な問題であった。児童労働は、特に米や綿花の生産などの農業分野に集中していたが、家庭内労働、金採掘、クルアーンの学校が組織する強制的な物乞い、その他インフォーマル経済に分類される分野でも見られた。特にシカソ州やモブティ州では、社会不安のために多くの学校が閉鎖を余儀なくされた。通学しない児童は通学児童よりも労働搾取の対象にされやすかった。孤児となった又は家族と離れ離れになった児童が強制労働の被害者となることもあった。

5~14 歳の児童の約 25 パーセントは経済的に活動しており、その 40 パーセント以上は雇用主によって最悪の形態の児童労働に就かされていた。児童の多くは農業での危険な作業に従事していた。また、複数の武装集団が国内の北部及び中央部で児童兵を使用していた（第 1 節 g 項も参照）。児童の人身売買も発生していた。雇用主は、強制的な家事労働のために児童、特に女兒を使用した。また、雇用主は、黒人系トゥアレグ族の児童を家事労働者や農業労働者として強制的に働かせていた。

人身売買業者は、保護者のいない児童や貧困家族を標的にして、仕事の機会を約束した後、農場作業や家庭内労働者として児童を売り飛ばす。人身売買業者は児童をココア農場で労働させるため、国境を越えてコートジボワールまで輸送した。2020 年 10 月、シカゴ大学（University of Chicago）は、この 10 年間にココア生産量が 62 パーセント増加している状況と歩調を合わせるように、ココア生産における西アフリカの児童労働力が同期間に 13 パーセント増加したことを示す報告書を公表した。児童労働は増加しているものの、同報告書は、危険な児童労働に対する政府介入が一定の成功を収めている可能性があることを伝えている。これは、鋭利な道具の使用、開墾作業、夜間の長時間労働及び危険薬品への暴露などココア生産における危険な児童労働に起因する事故の発生件数の伸びが前記の増加率に対応していなかったからである。

手作業による金採掘現場での児童労働は、深刻な問題であった。手作業による採掘部門における水銀利用の削減及び撲滅を目指した 2019 年行動計画に関する環境省（Ministry of

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Environment) の 2020 年 3 月付報告書によると、およそ 45,700 人の児童がこの手作業による金採掘場の極めて過酷かつ危険な状況下で働いており、この数は手作業採掘労働力の 9 パーセントを占めていた。また、これらの児童の多くは、鉱石から金を分離するのに用いられる有毒物質の水銀を扱って作業していた。

人数は不明であったが、大半が 10 歳に満たない全国の小学校就学年齢の男児が、生徒とその両親が資金を拠出するクルアーンの定時制学校に通っていた。これらの学校では、一部のマラブー（イスラム教の聖者）が「ガリブー (garibout)」又は「タリベ (talibe)」(生徒の意) に対し、路上で金銭を無心したり、農業分野の労働者として働くことを強制することが多くあった。得られた金銭は通常、全てクルアーンの教師に戻された。タリベが報酬を得ることなく家事労働者として働く事案もあった。

バマコの検察官は、金銭目的のためだけに子どもを使っていたイスラム教のマラブーが犯している可能性がある虐待罪について調査中の事案を幾つか抱えていた。

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する調査結果 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」(掲載ウェブサイト :

<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>) 及び米国労働省の「児童労働又は強制労働によって生産された商品リスト (*List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor*)」(掲載ウェブサイト :

<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>) も参照されたい。

d. 雇用と職業に関する差別

労働法は、人種、性別、宗教、政治的意見、国籍、障害、社会的地位、HIV 陽性状態及び肌の色に基づき雇用と職業において差別することを禁じている。政府の労働検査庁 (Labor Inspection Agency) は、人種、性別、宗教、政治的意見、国籍又は民族性に基づく差別を調査し、防止する責任を負うが、労働法は事実上執行されなかった。

雇用及び職業における差別は、性別、性的指向、障害及び民族性に関連して発生した (第 6 節も参照)。政府はフォーマル (公式) 経済部門の主要な雇用主であり、同等の仕事に関して表向きは男性と同じ賃金を女性に支払っていたが、職務内容に差異を設けることにより給与の不平等が可能となっていた。危険な職業や仕事の分野あるいは採掘、建設といった産業や工場で女性を雇用することについては、法的制限が設けられていた。女性が道徳に反するとみなされる著作物及び映像の創出又は販売活動をすることは、法律で禁じられている。南部の民族集団出身の雇用主が、北部の民族集団出身の人々を差別していた事例が複数あ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

った。

性差に基づく暴力及び性的嫌がらせが職場で広く行われていた。フリードリヒ・エーベルト財団研究所（Friedrich-Ebert-Stiftung Institute）が公表した調査結果により、性差に基づく暴力は女性や女兒にとって日常的に起きる出来事であることがわかった。新型コロナウイルスのパンデミックや社会不安の高まりにより、女性に対する暴力的行為の激しさと頻度が増した。同研究所の報告によると、国内の中央部で起きた女性や女兒に対する暴力の主な加害者は、夫、共同妻（一夫多妻制で同じ夫と結婚している妻）、慣習的首長、宗教指導者及び女性雇用主であった。

e. 許容可能な労働条件

賃金及び労働時間に関する諸法律：労働法は、フォーマル経済の全部門を対象として国の最低賃金を月額 28,465 CFA フラン（52 米ドル）と定めている。この最低賃金は、世界銀行が設定するマリの貧困ラインを上回っている。最低賃金要件は、大半の労働者が属するインフォーマル部門及び自給自足部門の労働者には適用されなかった。政府は、最低賃金の設定に加えて、雇用主に社会保障や保健医療を含む必須の福利厚生制度を設けるよう命じている。

1 週間当たりの法定労働時間は 40 時間であるが、農業部門は例外で、季節に応じて 1 週間の法定労働時間は 42 時間から 48 時間までの範囲で変動する。労働法は毎週 24 時間の休憩時間を義務付けており、雇用主は時間外労働に関して労働者に割増賃金を支払わなければならない。労働法は時間外労働を 1 週間当たり 8 時間に制限している。労働法は移民や家事使用人を含む全ての労働者に適用されるが、2018 年国際労働機関（International Labor Organization : ILO）の 2018 年報告書によると、労働者のおよそ 87 パーセントが属するインフォーマル部門では、労働法が日常的に無視されていた。

労働公共サービス省は、抜き打ち査察又は苦情に基づく査察をほんの数回ほど実施した。バマコ州にある石油会社のトータル（Total）、オリックス（Oryx）及びビボ（Vivo）に対して [2021 年]8 月と 10 月に査察を実施した結果、給与は法定最低賃金を下回っており、また、一部の労働者は国家社会保障制度に登録されていないことがわかった。この査察を受け、これらの石油会社は最低賃金方針を実施し始めるとともに、社会保障給付金を受取るために労働者を登録した。

労働安全衛生：労働法は、職場における労働安全衛生基準を幅広い範囲で規定している。労働者は、自身の健康や安全を危険にさらす作業状況から、自身の雇用を危うくすることなく

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

身を脱する権利がある。また、労働者は必要とあれば、是正措置を勧告する責任を負う社会保障部（Social Security Department）による調査を要請する権利がある。しかしながら、当局はこのような状況で働く被雇用者を事実上保護しなかった。労働者は職を失うことを恐れて、労働安全規則違反の報告に消極的であることが多かった。

労働公共サービス省は、これらの労働安全衛生基準を事実上執行しなかった。また、十分な数の労働検査官を雇用しておらず、雇用した少数の検査官は現地調査を実施するための資源を欠いていた。雇用主の多くは、賃金、労働時間及び社会保障給付金に関する規則を遵守していなかった。労働公共サービス省は、武装集団その他の組織が 2012 年に北部 3 州を占領して以来、政府がサービスを停止しているこれらの州でほとんど検査を実施していなかった。違反又は刑罰に関する情報を提供する政府機関はなかった。労働検査官は、職場に対して事前通告なしの視察と検査を実施したが、その大半は労働組合が苦情を申立てた後で行われた。

複数の労働団体の報告によると、雇用主が金鉱でシアン化物や水銀を使用することで、これらの有毒物質に暴露される採掘作業員に公衆衛生上のリスクをもたらしている。検査官は、危険な職場に関する信ぴょう性の高いデータを収集するための資源を欠いていた。

ILO と世界保健機関がごく最近公表した報告書には、2016 年に労働関連で 2,915 人が死亡したと記載されていた。労働省（Ministry of Labor）は、2021 年を通じて 2 人が労働関連で死亡したと報告した。

インフォーマル部門：ILO によると、労働者のおよそ 93 パーセントがインフォーマル部門で働いていた。インフォーマル労働者は、農業（綿花栽培）から輸送（タクシー運転手を含む）及び金融サービス（ドアステップバンキング、非公式な貯蓄組合及び貸金業者）に至る経済のほぼ全ての部門で雇用されていた。新型コロナウイルスのパンデミックが発生している間、インフォーマル労働者はフォーマル部門労働者よりも多くの所得を失った。国連大学（United Nations University）が公表した調査結果によると、この理由は、レストラン、市場、ホテル、美容室、洋服仕立業、輸送、私教育など経済の高リスク部門においてインフォーマル労働者が過剰であったことにある。

民間企業と経済のインフォーマル部門には、最悪の労働条件が存在していた。小規模な家族ベースの農場では、児童が報酬をほとんど又は全く得ずに働いていた。雇用主は一部の家庭内労働者に月額わずか 7,500 CFA フラン（14 米ドル）しか支払わなかった。この金額は最低賃金を定める法律に違反していた。家庭内労働者に提供される食物と避難所は報酬の一部であると雇用主は主張した。都市で働く児童及び金鉱で手作業による採掘を行う又は稲

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

田及び綿花畑で働く児童にとって、時間外勤務を定める法律に違反することは日常茶飯であった。

インフォーマル部門の労働者は、賃金、労働時間及び労働安全衛生にかかる法律と検査による保護を受けていない。インフォーマル経済の労働者は、給与から定期的に保険料を拠出した場合、政府管掌健康保険の恩恵を受けた。しかし、インフォーマル経済の労働者にとって、失業又は退職を補償する保険又はその他の社会的保護はなかった。